

令和5年度会計実地検査の概要

【総合検査】

■ 検査対象機関

全所属（ただし、警察署及び企業会計を除く）

■ 検査項目

主な検査項目は次のとおりです。

- ・経費支出何が適切な時期に行われているか。
- ・現金の保管・管理が適正に行われているか。
- ・調定額の確認、履行の確認、支出命令及び支出審査が確実にされているか。
- ・適正な価格検証が行われているか。また、契約の手續に不備はないか。
- ・小口支払基金の執行状況に問題はないか。
- ・事務処理の誤りや遅れによって、本来支払う必要のない手数料や延滞利息が発生していないか。
- ・所属長による自己検査について、適正に実施しているか。

■ 検査の結果と主な指導内容

検査の結果、事務処理誤り等により文書指導を行った主な内容は次のとおりです。

| 検査項目 | 文書指導した主な内容 |
|-----------|-----------------|
| 収入・現金管理関係 | ○現金等の収納手續に関する不備 |

| | |
|---------|--|
| 支出・契約関係 | <ul style="list-style-type: none"> ○経費支出伺の時期に関する不備 ○価格検証に関する不備 ○契約締結に関する不備 ○支出手続に関する不備 ○履行検査に関する不備 ○産業廃棄物処理の手続に関する不備 ○源泉徴収に関する不備 ○小口支払基金の執行に関する不備 ○必要書類の作成・保管に関する不備 |
|---------|--|

なお、検査実施機関350所属のうち、3所属に対しては、文書による改善・是正の措置報告を求めました。改善・是正の措置報告を求めたものについては、適正に措置されていることを確認しました。

【特別検査】

■ 検査対象機関

全職場（支所、分室等含む。警察を除く）

■ 検査項目

主な検査項目は次のとおりです。

- ・現金・郵券類等の保管は適正に行われているか。
- ・府が事務局を担当する協議会等の出入金の出納が適正に行われているか。

【臨時検査】

該当無し

今後とも、検査の実施と併せて、研修の充実、きめ細やかな相談対応など、各所属において適正な会計事務が行われるよう指導してまいります。